# 共立女子大学・共立女子短期大学 研究活動行動規範

学校法人共立女子学園は、共立女子大学及び共立女子短期大学(以下「本学」という)における研究活動の公平性、倫理性、信頼性を確保し、研究活動を行う機関としての社会的な使命・責任を果たすために、『共立女子大学・共立女子短期大学研究活動行動規範』を定める。本学において研究活動を行う全ての者(以下「研究者」という)及び研究活動の支援、研究費の執行・管理等に携わる者(以下「研究支援者」という)は、本規範を誠実に実行しなければならない。

# (法令等の遵守と責任)

研究者及び研究支援者は、法令、通知等および本学諸規程を遵守するとともに常に説明責任を果たすものとして 行動する。

#### (研究活動)

研究者は、自らの研究の立案、計画、申請、実施、報告等の過程において誠実に行動する。また、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、捏造、改ざん、盗用などの不正行為を行わず、また加担しない。

#### (研究費の適正使用)

研究者及び研究支援者は、研究費が学納金をはじめ国民の税金、企業・法人等からの負託等による貴重な源泉であることを認識し、公正かつ効率的な執行・管理を行う。また、研究費毎に定められた助成等の条件、使用ルール、本学諸規程等を遵守し、研究計画に基づき適正に執行する。

## (差別・ハラスメントの排除)

研究者は、研究活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、個人の自由と人格を尊重する。また、研究上の立場を利用したハラスメントを行わない。

## (利益相反)

研究者は、自らの研究活動において、個人と所属組織あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、 公共性に配慮しつつ適切に対応する。

#### (個人情報の保護と守秘義務)

研究者及び研究支援者は、研究活動及び研究費の執行・管理の過程で知り得た他者の個人情報の保護に努め、適正な取扱いを行う。また、他者の知的財産権に係るものに関しては、これを尊重し守秘義務を遵守する。